

## 短期退職時の紹介手数料の取り扱い

紹介する労働派遣者が、入社辞退した場合、自己都合により又は就業規則違反等の採用決定者（求職者）の責に帰すべき事由により、入社月を1ヵ月目とし3ヵ月以内に退職した場合、または本人の責に帰する自由により解雇された場合、次の基準で紹介手数料の返金するものとする。

|                |             |
|----------------|-------------|
| 入社辞退           | : 請求しない     |
| 1ヵ月目に退職した場合    | : 紹介手数料の80% |
| 2ヵ月目に退職した場合    | : 紹介手数料の50% |
| 3ヵ月目に退職した場合    | : 紹介手数料の30% |
| 4ヵ月目以降の退職は返金なし |             |